機械施工(昭和35年から)，土木施工管理（昭和44年から)，管工事施工管理(昭和47年から)，および造園施工管理（昭和50年から）の4種類がある。技術検定の合格者は，その業種に係る一般建設業の許可基準の要件である技術者および主任技術者としての資格者のうちに認められており，1級の合格者は，その業種に係る特定建設業の許可基準の要件である技術者および監理技術者としての資格者のうちに認められている。

（7） 監督処分

本法および関係諸法令規定の遵守の実行を確保するために，建設大臣または知事の行政権による建設業者の，監督上の規定が設けられている（第5章)。

処分には，指示，営業の停止，許可の取消がある。

第28条に指示または営業停止処分を行う場合の要件が第29条に許可取消処分の要件が規定されている。

指示処分とは，建設業者に法令違反または不適正な事実を是正させるため，具体的にとるべき措置を命ずることで，これに従わないときは，さらに重い処分を命令することができる法律的効果をもっている。営業の停止とは一定期間営業活動の停止を命ずる行政処分で，本法では1年以内期間を定めて，その営業の全部または一部の停止を命ずることができることになっている。さらに重い処分として，許可の取消処分がある。この処分を受けると再び許可を受けなければ建設業を営むことはできない。不正な手段によって許可を受けていた場合とか，営業停止処分に違反した場合等で，許可取消を受けたものは，その取消の日から2年間は一般建設業の，同じく3年間は特定建設業の許可を受けることができない（第8条，第17条)。

（8） 建設業に関する審議会，その他

建設業の発展および建設業法の運用の適正を図るためなど，建設大臣の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議するため,建設省に中央建設業審議会(以下「中建審」という）が置かれることになっている（第33条)。中建審は，建設業に関する事項について関係各庁に建議することができるほか，建設工事の標準請負契約約款，入札の参加者の資格に関する基準等の作成，およびその実施を勧告することができることとされている（第34条)。また，都道府県知事の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため，都道府県は条例で都道府県建設業審議会を設置することができ，これに関し必要な事項は，条例で定めることとされている（第39の2)。中建審は，昭和24年10月発足以来建設業の振興などに関する活発な活動を行ってきており最近では建設業の安全対策の推進に関する建議，建設業法の抜本的な改正案，入札の合理化に関して，また，標準請負契約約款の改正の建議等を行っている。

建設業法には，以上述べてきたほかに，建設業者団体の設置，これに対する建設大臣，知事の指導，助言または勧告（第41条）の規定がある。特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の全部または一部を施工している他の建設業を営む者が，当該建設工事の施工のために使用している労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合，または当該建設工事の施工に関し他人に損害を加えた場合において，必要があると認めるときは，許可行政庁である建設大臣または都道府県知事は，当該特定建設業者に対し，適正と認められる賃金相当額または損害額を立替払すること，その他の適切な措置を講ずることを勧告することができる規定がある(第41条第2項，第3項)。また,本法の施行を確保するため，本法の規定に違反した者に対する刑罰または過料の制裁に関する規定等がある。

参 考 文 献

1) 建設省計画局建設業課編 ： 建設業法令通達集，大成出版社.
2) 建設業法研究会編著 ： 建設業法解説，大成出版社.

（筆者・建設省計画局建設業課 専門官）

❷ 労務管理，安全管理の場合

北 山 宏 幸

1. 建設工事と労働安全衛生法

（1） 労働安全衛生法制定までの経緯

労働者の就業に係る建設物，設備，原材料，ガス，蒸気，粉じん等により，または作業行動その他業務に起因して労働者が負傷し疾病にかかり，または死亡することを「労働災害」といっている。

わが国における労働災害の発生状況は，ここ数年減少の傾向にあるとはいえ，いまなお，全産業で毎年120万人をこす労働者が労働災害により負傷し，うち4000人以上の労働者が死亡している。特に建設工事においては作業そのものが組立て，解体，重量物の運搬等危険であ

る場合が多いこと等もあって，労働災害が多発しており死亡災害で全体の約半数，重傷災害でも全体の約 1/3 を占めている（図—1，2 参照）。

これら労働災害の防止については，労働者保護という観点から，戦前には「工場危害予防及び衛生規則」「土石採取場安全衛生規則」「土木建築工事場安全及び衛生規則」等が制定されており，戦後は「労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）」に統一的に規制されていた。

その後，昭和 30 年代後半からのわが国経済の高度成長に伴い，新しい原材料，新技術，新工法の採用，ジョイントベンチャー，リース業等の新しい企業形態の出現等，経済社会に著しい変革がみられ，労働災害の防止についても，これに即応した新しい法体系の整備が叫ばれ，昭和 47 年 6 月 8 日単独法としての「労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号」が制定公布されるに至った。

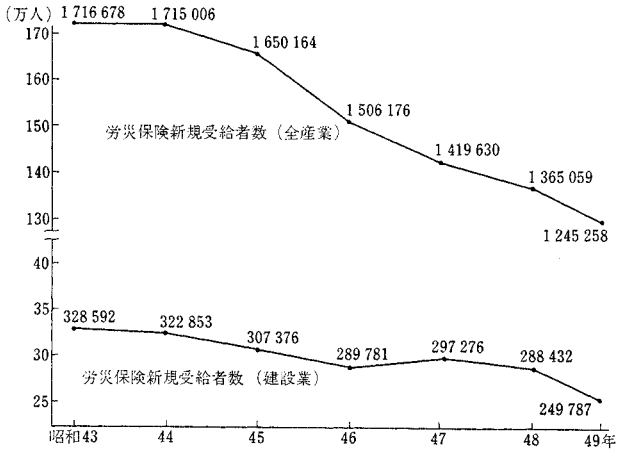

図—1　労働災害発生状況の推移

（2）　労働安全衛生法の目的と主要な内容

労働安全衛生法は，労働基準法と相まって，労働災害の防止のための危害防止基準の確立，責任体制の明確化，および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的・計画的な対策を推進することにより，職場における労働者の安全と健康を確保するとともに，快適な作業環境の形成を促進することを目的とするものである。

その主な内容は次のとおりである。

①　事業者等の責務の明確化

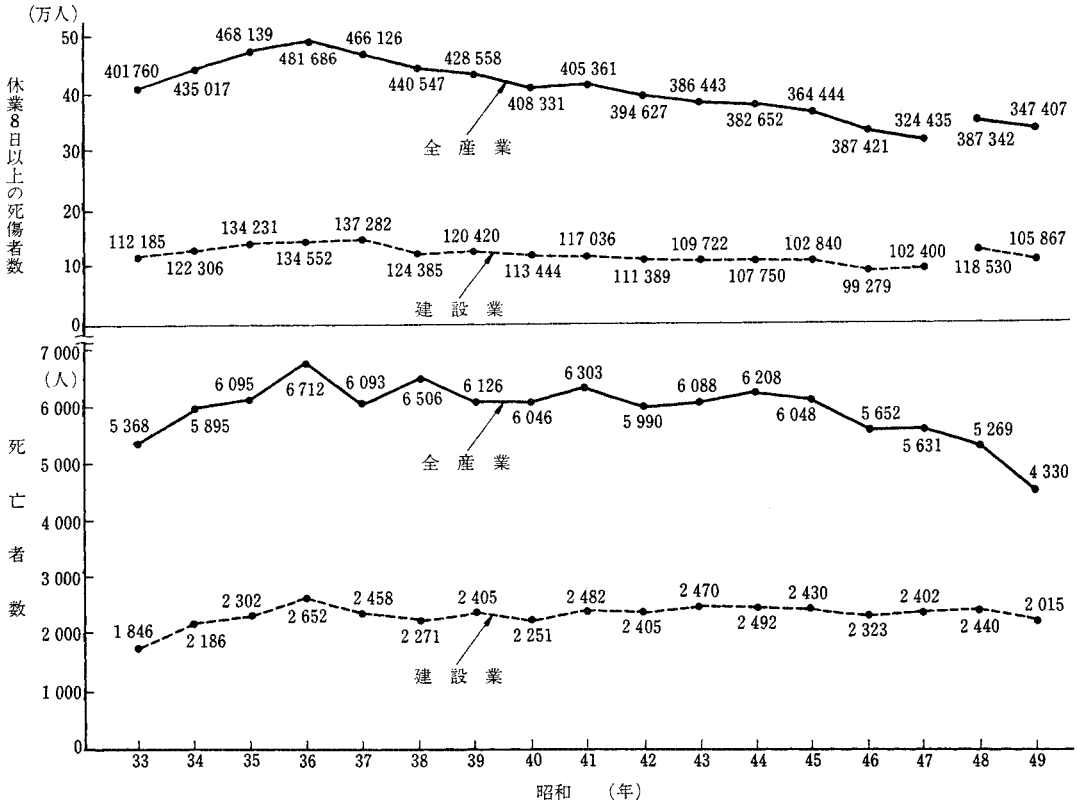

（昭和 48，49 年は，休日 4 日以上の死傷件数である）．

図—2　休業 8 日以上の重傷災害および死亡災害発生状況の推移

② 事業内および下請を使用する事業場内における安全衛生管理体制の整備

③ 労働災害防止のための技術基準の確立

④ 技術上の指針および望ましい作業環境の標準の公表

⑤ 機械等および有害物に関する規制の強化

⑥ 安全衛生教育の実施，就業制限の強化等

⑦ 健康管理基準の確立

⑧ 安全衛生改善計画の作成の指示等事業場における自主的・総合的な改善指導の促進

⑨ 建設工事等の計画の届出と労働大臣による計画の審査

（3） 事業者等の責務の明確化

従来，労働基準法においては，労働災害の防止を「使用者」と「労働者」といういわゆる使用従属の関係において規制していたが，労働安全衛生法では，労働災害の防止に関して，事業を経営する者の責任を強調するために，その主な義務主体を労働者を使用する事業者（その事業における経営主体のことをいい，個人企業にあっては，その事業主個人，会社その他の法人の場合には法人そのものを指す）とするとともに，機械設備等の製造者，輸入業者，リース業者，設計者等労働災害の防止に関係ある者に対しても，それぞれの立場で労働災害防止のための措置を講じなければならないことが規制された。また，建設工事の注文者（いわゆる発注者）等，仕事を他人に請け負わせる者は，施工方法，工期等について，安全で衛生的な作業の遂行を損う恐れのある条件を付さないように配慮しなければならないことが定められている。

（4） 安全衛生管理体制

事業場（建設業の場合は，工事現場の元請および下請がそれぞれ1の事業場となる場合が多い。したがって，1の工事現場に複数の事業場が存在するのが一般的である）の労働者が常時100人以上の場合には，その事業場で，事業の実施を統括管理する者をもってあてる総括安全衛生管理者を選任し，安全衛生に関する業務を統括管理させなければならない。なお，常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては，一定の資格を有する安全管理者，衛生管理者を選任し，安全衛生業務のうち技術的事項を管理させなければならない。

また，特に労働災害を防止するための管理を必要とする作業については，一定の資格を有する作業主任者を選任して，その者に労働者の指揮その他の事項を行わせなければならない。

作業主任者の選任を必要とする作業のうち特に建設工事に関係の深いものは，**表—1** のとおりである。

表—1 作業主任者の選任を必要とする作業

名　称	作業の内容	備　考
高圧室内作業主任者	潜函工法その他の圧気工法で行われる高圧室内作業について選任する．	免許者
ガス溶接作業主任者	アセチレンまたはガス集合装置を用いて行う溶接等の作業	講習修了者
地山の掘削作業主任者	地山の掘削の作業	講習修了者
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり，または腹起こしの取付けまたは取りはずしの作業	講習修了者
採石のための掘削作業主任者	岩石の採取のための掘削の作業	講習修了者
型わく支保工の組立て等作業主任者	型わく支保工の組み立てまたは解体の作業	講習修了者
足場の組立て等作業主任者	足場の組立て，解体または変更の作業	講習修了者
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所における作業	講習修了者
ボイラ取扱作業主任者	ボイラの取扱いの作業	免許者
ボイラ据付工事作業主任者	ボイラの据付作業	免許者
第1種圧力容器取扱作業主任者	第1種圧力容器の取扱いの作業	講習修了者

次に，建設工事で一般的となっている下請を使用して作業を進める現場においては，元方事業者は，協議組織の設置，作業間の連絡調整，作業場所の巡視，下請が行う安全衛生教育に対する指導援助，合図の統一等を行わなければならない。なお，この場合，工事現場全体の労働者の数が常時 50 人以上である場合は，その工事の実施を統括管理する者（多くは現場の所長）を統括安全衛生責任者に選任し，上記の事項を行わせなければならないことになっている。

（5） 労働災害を防止するための技術基準

労働災害の原因は種々雑多であるが，労働安全衛生法では，これを次の5項目にまとめ，事業者はそれぞれについて必要な措置を講じなければならないこととしている。

① 機械，器具その他の設備，爆発性の物，発火性の物，引火性の物等および電気，熱その他のエネルギーによる危険の防止

② 掘削等の作業方法および高所等の場所等に係る危険の防止

③ 原材料，ガス，粉じん，酸素欠乏空気，放射線，騒音，振動，異常気圧，排気，排液等による健康障害の防止

④ 作業場についての通路，床面等の保全，換気，採光，照明，避難その他労働者の健康，風紀および生命の保持

⑤ 労働者の作業行動から生じる労働災害の防止

なお，必要な措置の具体的な基準は，労働安全衛生規

則，クレーン等安全規則，高気圧障害予防規則，酸素欠乏症予防規則等の労働省令に詳細に定められている。これらの基準は，事業者が自ら使用する労働者の危険等を防止するためにとらなければならない措置の基準であるが，建設業の仕事を自ら行う注文者に対しては，下請等の労働者に使用させる機械設備等について，その労働者の労働災害を防止するための，特別な規制が置かれている。また，重建設機械等のリース業者についても労働災害防止のための規制がなされている。

（6） 技術上の指針および望ましい作業環境の標準

労働大臣は，事業者等が遵守すべき最低の基準のほか，事業者が講ずべき措置の適切，かつ有効な実施を図るため，業種または作業ごとに技術上の指針を公表し，あるいは快適な作業環境の形成を図るため，必要があると認めるときは，望ましい作業環境の標準を公表するとともに，事業者またはその団体に対して，これらの指針または標準に関して必要な指導，勧告を行うことができることとなっている。これに関しては，現在，スリップフォーム工法に関する技術上の指針等が公表されている。

（7） 機械等および有害物に関する規制

危険な作業を必要とする機械等および有害物については，次のような規制がある。

まず，一定以上の大きさのクレーン，エレベーター，ボイラー等，特に危険な作業を必要とする機械等については，都道府県労働基準局長の製造許可，検査，労働基準監督署長の設置，変更等に係る検査を受け，検査証の交付を受けたものでなければ使用してはならないことになっている。また，クレーンの過負荷防止装置，防じんマスク，型枠支保工用パイプサポート，車両系建設機械（ブルドーザー，パワーショベル等），再圧室等は，労働大臣が定める規格または安全装置を具備しなければ，譲渡し，貸与し，または設置してはならない。有害物についても，それぞれの物質の有害性の程度に応じて製造等の禁止，製造許可，表示，有害性の調査などの規制がなされている。

（8） 安全衛生教育，就業制限等

事業者は，次の場合には労働者に対して安全衛生教育を実施しなければならない。

① 労働者を雇い入れたとき

② 労働者の作業内容を変更したとき

③ 杭打機の運転，アーク溶接等危険または有害な業務につかせるとき

④ 職長その他の作業中の労働者を直接指導監督する者を新たに任命しようとするとき

なお，これら安全衛生教育の内容，実施方法等についての詳細は，労働安全衛生規則，労働大臣の告示（労働安全衛生特別教育規程その他）に示されている。

次に，一定の危険有害業務については，都道府県労働基準局長の免許を受けた者，または都道府県労働基準局長，もしくは都道府県労働基準局長の指定する者が行う技能講習を修了した者等一定の資格を有する者でなければ，その業務につかせてはならない。建設工事に関係の深い就業制限の対象業務，主な資格取得の方法等は，表—2 のとおりである。

表—2 労働安全衛生法上就業制限を必要とする危険・有害業務一覧表

業務の内容		業務につくことができる者（資格者）	資格取得の方法	備考
クレーンの運転	つり上げ荷重が6t以上のクレーンの運転	クレーン運転士	都道府県労働基準局長が行う免許試験に合格すること	
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重が5t以上の移動式クレーンの運転（道路上の走行運転を除く）	移動式クレーン運転士	〃	道路上の走行運転は，道路交通法による免許が必要となる
デリックの運転	つり上げ荷重が5t以上のデリックの運転	デリック運転士	〃	
車両系建設機械の運転	整地，運搬，積込み用および掘削用機械で，車体重量が3t以上のものの運転（道路上の走行運転を除く）	車両系建設機械運転技能講習修了者その他	都道府県労働基準局長または指定教習機関が行う技能講習を修了すること	道路上の走行運転は，道路交通法による免許が必要となる
発破作業	発破の場合におけるせん孔，装てん，結線，点火並びに不発の装薬または残業の点検および処理の業務	発破技士その他	都道府県労働基準局長が行う免許試験に合格すること	
ガス溶接等の作業	可燃性ガスおよび酸素を用いて行う金属の溶接，溶断または加熱の業務	ガス溶接技能講習修了者その他	都道府県労働基準局長または指定教習機関が行う技能講習を修了すること	
玉掛け作業	つり上げ荷重が1t以上のクレーン移動式クレーンもしくはデリックの玉掛けの業務	玉掛け技能講習修了者その他	〃	
潜水作業	潜水器を用い，かつ，空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気またはポンベからの給気を受けて水深10m以上の場所において行う業務	潜水士	都道府県労働基準局長が行う免許試験に合格すること	

このほか，労働災害防止上，その就業にあたって特に配慮を必要とする者については，事業者はこれらの者の心身の条件に応じて，適正な配置を行うようにしなければならない。

（9） 健康管理基準

労働安全衛生法においては，労働者の健康管理に関し

て，快適な作業環境の維持，有害業務を行う作業場の環境の測定，健康診断の実施，病者の就業制限，作業時間の制限等の措置が定められている。

(10) 安全衛生改善計画の作成の指示等事業場における自主的，総合的な改善指導の促進

都道府県労働基準局長は，事業場の福祉その他の事項について，労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは，事業者に対して，安全または衛生に関する改善計画を作成すべきことを指示することができる。この計画等について，専門的な助言を与え，安全衛生の診断および指導を業として行うものとして，労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントの制度がある。コンサルタントは，労働大臣が行う試験に合格すると，労働省に備える名薄に登録される。

(11) 建設工事の計画の届出と労働大臣による計画の審査

一定の機械設備および建設工事のうち，一定のものを開始しようとする事業者は，その計画をあらかじめ労働基準監督署長に届け出なければならないことになっており，届出を受けた労働基準監督署長は，その計画が労働安全衛生法その他関係法令に違反すると認める場合には工事の開始を差止め，または計画の変更を命ずることができることになっている。建設工事に関係の深いものは**表—3** のとおりである。

なお，届出のあった計画のうち，高度な技術的検討を要するものについては，労働大臣は学識経験者の意見を聞き，審査を行い，必要な勧告または要請を行うことができることになっている。

表—3 計画の届出を必要とする仕事，設備一覧表

法令条項	仕事または設備の種類	能力・規模等	備考
法第88条第2項 安第88条	アセチレン溶接装置	令第1条第1号に掲げるアセチレン溶接装置で，移動式のものを除く．	6月未満期間で廃止するものは該当なし．
	ガス集合装置	令第1条第2号に掲げるガス集合装置で，移動式のものを除く．	〃
	軌道装置		〃
	型わく支保工	支柱の高さが3.5m以上のものにかぎる．	
	足場	つり足場，張出し足場以外の足場にあっては高さが10m以上の構造のものにかぎる．	組立てから解体までの期間が60日未満のものは，該当なし．
	クラッシャ等	土石，岩石または鉱物を加工するための動力による機械で屋内に設けるもの（移動式のものを除く）．	6月未満の期間で廃止するものは該当なし．
	架設通路	高さおよび長さがそれぞれ10m以上のものにかぎる．	組立てから解体までの期間が60日未満のものは，該当なし．
法第88条第2項 ク第5条	クレーン	つり上げ荷重3t以上	つり上げ荷重2t未満は，設置報告書の提出（ク第11条）
〃 ク第96条	デリック	つり上げ荷重2t以上	つり上げ荷重2t未満は，設置報告書の提出（ク第101条）
〃 ク第140条	エレベータ	積載荷重1t以上	積載荷重1t未満は，設置報告書の提出（ク第145条）
〃 ク第174条	建設用リフト	ガイドレールまたは昇降路の高さが18m以上で，積載荷重が0.25t以上	18m未満は設置報告書の提出（ク第179条）
〃 ゴ第10条	ゴンドラ		
〃 ボ第10条	ボイラ	移動式ボイラおよび小型ボイラを除く．	移動式ボイラおよび小形ボイラは設置報告書の提出（ボ第11条，第91条）
〃 ボ第56条	第一種圧力容器	小形圧力容器を除く．	
法第88条第3項 安第90条	建築工事	高さ31mをこえる建築物または工作物の建設等の仕事	
	橋梁工事	最大径間50m以上の橋梁の建設等の仕事	
	トンネル工事		
	掘削工事	掘削の高さまたは深さが10m以上である地山の掘削の作業	
	潜函，シールド工事等	圧気工法による作業を行う仕事	
	採石工事	掘削の高さまたは深さが10m以上となる土石の採取のための掘削または坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事	

注：① 労働安全衛生法第88条第2項に定められた届出は，設置等の工事の開始の日の30日前までに，同第3項に定められた届出は，仕事の開始の日の14日前までに，所定の様式に所定の書類を添付して，労働基準監督署長に届出なければならない．
② 法令条項のうち，法＝労働安全衛生法，安＝労働安全衛生規則施行令，ク＝クレーン等安全規則，ゴ＝ゴンドラ安全規則，ボ＝ボイラおよび圧力容器安全規則．

2. 労働基準法

労働基準法は，日本国憲法第27条の「賃金，就業時間，休息その他の勤労条件に関する基準は，法律でこれを定める」という規定に基づき，昭和22年に制定された法律で，労働者の労働条件について規制した基本的な法律である。また，本法で定められている労働条件は，憲法第25条第1項の「すべて国民は，健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という規定を受けて，「労働者が人たるに値する生活を営むための最低のもの」でもある。

本法の適用範囲は，国家公務員，船員等特別法が制定されているものを除いて，他人を1人でも使用している事業すべてに向けられており，その内容は，第1章 総則，第2章 労働契約，第3章 賃金，第4章 労働時間，休憩，休日及び年次有給休暇，第5章 安全及び衛生，第6章 女子及び年少者，第7章 技能者の養成，

第8章　災害補償，第9章　就業規則，第10章　寄宿舎，第11章　監督機関，第12章　雑則，第13章　罰則の13章121条と附則からなっている。このうち，第5章　安全及び衛生については「第42条　労働者の安全及び衛生に関しては，労働安全衛生法の定めるところによる」という1条のみが規定されており，本条により労働安全衛生法は，労働基準法体系の一環として制定されたものであることが明確にされている。

なお，労働基準法に基づく政省令としては，「労働基準監督機関令」「労働基準法施行規則」，女子および年少者の就業制限の業務の範囲等を定めた「女子年少者労働基準規則」，事業に付属する寄宿舎について，換気，採光，照明，保温，避難，定員の収容，その他寄宿舎に生活する労働者の健康，風紀，および生命の保持に必要な措置の基準を定めた「事業付属寄宿舎規程」「建設業付属寄宿舎規程」等がある。

（筆者・労働省労働基準局安全課　中央産業安全専門官）

❸ 工事施工の場合

鈴木敏夫

はじめに

実際に工事を行う場合，比較的生じやすい法律上の問題としては，労務管理および労働安全管理を除くと

① 公害防止関係：工事に伴う騒音，振動などの問題

② 公共安全関係：市街地工事，火薬類取扱い，道路交通などの問題

③ 公物管理関係：河川，海岸，道路，港湾などの公物に係る工事の問題

をあげることができる。

以下，ここでは，これらについて述べることとする。

1. 公害防止関係法令

公害防止関係法令の基本をなすのが，「公害対策基本法（昭和42年法律132号）」である。この中で公害を次のように規定している（法第2条）。

① 事業活動その他，人の活動に伴って生ずる。

② 相当範囲に影響を及ぼす。

③ 人の健康，または生活環境に係る被害が生ずる。

以上の条件を満たす，① 大気汚染，② 水質汚濁（水の状態，水底底質の悪化を含む。例えば，水温の変化，河床のヘドロ等の沈殿），③ 土壌汚染，④ 騒音，⑤ 振動，⑥ 地盤沈下，⑦ 悪臭 の7項目を公害としている。

建設工事において発生する公害としては，このうち，騒音，振動，水質汚濁，地盤沈下などがあるが，発生件数の最も多いのは，騒音，振動である。ある建設会社の自社の土木工事現場で発生した公害の調査によれば，騒音，振動に起因するものが，全体の 75% に達するとしている。

水質汚濁は，砕石場，トンネル工事，河川内で施工される工事などで問題となり，地盤沈下は，掘削およびそれに伴う排水，軟弱地盤上の盛土などで問題となることがある。しかし，ここでは特によく問題となる騒音，振動の規制について述べる。

（1） 騒音規制法

騒音については，現在「騒音規制法（昭和 43 年法律 98 号）」が制定されており，その法体系を建設工事関係

表—1　建設工事を中心とした騒音規制法の法体系

（昭和 50 年現在）

法　令　名	内　容
1. 騒音規制法（昭和43年法律98号 昭和46年改正）	ⓐ 地域の指定：都道府県知事が規制する地域を指定（第3条） ⓑ 規制等の対象に関しては，下記3項から成る． イ．特定工場等に関する規制（第2章） ロ．特定建設作業に関する規制（第3章） ハ．自動車騒音に係る許容限度（第4章） ⓒ 特定建設作業に関する規制の内容は，下記2項から成る． イ．特定建設作業の実施の届出（第14条） ロ．改善勧告及び改善命令（第15条） ⓓ 条例との関係：特定建設作業以外のものについては，地方公共団体が条例で必要な規制を定めてもよい（第27条）． ⓔ 罰則：第14条，第15条に違反した者に対する罰金等（第30条～第33条）．
2. 騒音規制法施行令（昭和43年政令324号 昭和46年改正）	特定建設作業（5種の作業）の規定（第2条）．<表—2 のとおり>
3. 騒音規制法施行規則（昭和46年，厚，農，通，運，建令1）	ⓐ 届出書の提出部数（第3条） ⓑ 特定建設作業の実施の届出：届出書類の種類と様式（第10条）
4. 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年，厚，建告1，昭和46年改正）	騒音規制法による「改善勧告及び改善命令」を行うにあたっての環境庁長官の定める基準を規定している．騒音の大きさ，夜間または深夜作業，1日の作業時間，作業期間および休日の作業について規定している．<表—2 のとおり>
5. 都道府県の条例等	ⓐ 指定地域：二種の区域で指定（都道府県の公示） ⓑ 特定建設作業以外の規制：規制のある都道府県もある．
注：「騒音に係る環境基準」との関連	公害対策基本法第9条の規定に基づき望ましい基準として定められている（昭和46年閣議決定）が，その（第8条）で建設作業は適用除外となっている．